

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第36号）附則第3項及び第4項の市長が定める規定を定める規程

制定 平30. 3.30 人事給 57

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第36号）附則第3項中「職員の退職手当に関する条例第2条から第4条までの規定に相当する規定として市長が定める規定」及び第4項中「同条例第2条から第4条までの規定に相当する規定として市長が定める規定」とは、退職手当の基本額の算定に係る支給率を定める規定をいう。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。